

# 社会保障・税に関わる番号制度 について

# < 番号制度について >

内閣官房社会保障改革担当室  
作成資料より

# 番号制度の検討経緯

2011年1月 「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」を決定  
「番号制度創設推進本部」設置を決定  
(政府・与党社会保障改革検討本部)

2011年4月 「社会保障・税番号要綱」を決定  
(社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会)

2011年6月 「社会保障・税番号大綱」を決定  
「番号」の名称をマイナンバーに決定 (政府・与党社会保障改革検討本部)

○「大綱」は具体的に法令その他で措置する制度設計の内容、制度の円滑な導入、実施、定着、利便性の向上に向けた実施計画等について、今後の法案策定作業を念頭に政府・与党として方向性を示すもの

○必要な点については修正を行った上で、国と地方公共団体・関係機関との相互調整を行うなど、地方公共団体等の実情や費用対効果を踏まえ、スケジュール等の弾力性を確保しつつ、制度導入に向けた準備を進める。

「社会保障・税番号大綱」パブリックコメント  
期間：平成23年7月7日(木)～8月6日(土)

# 番号制度導入の趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

## 社会保障・税・防災の各分野で番号制度を導入

### 効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援への活用
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

### 実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

# 番号制度の仕組み

- ◎個人に
- ①**悉皆性**(住民票を有する全員に付番)
  - ②**唯一無二性**(1人1番号で重複の無いように付番)
  - ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な**視認性**(見える番号)
  - ④**最新の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている新たな「番号」(マイナンバー)**を付番する仕組み。
- ◎法人等に上記①～③の特徴を有する「**法人番号**」を付番する仕組み。

## ①付番

## ②情報連携

- ◎**複数の機関間において、それぞれの機関ごとに「番号」やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み**
- 連携される個人情報種別やその利用事務を法令上明確化
  - 情報連携に当たっては、情報連携基盤を利用することを義務付け(※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く)

## ③本人確認

- ◎個人が**自分が自分であることを証明**するための仕組み
- ◎個人が自分の「**番号**」の**真正性を証明**するための仕組み。
- 現行の住民基本台帳カードを改良し、ICカードの券面とICチップに「番号」と基本4情報及び顔写真を記載したICカードを交付
  - 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

# 付番

## 個人に付する「番号」

### 付番

- 対象者：住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する者、中長期在留者、特別永住者等の外国人
- 市町村長は出生等により新たに住民票に住民票コードを記載した場合は、「番号」を書面により個人に通知
- 所管は総務省

### 変更

- 「番号」は変更可能（具体的な要件等は番号法案策定時まで引き続き検討）

### 失効

- 変更により新しい「番号」を付番された場合は従前の「番号」は失効
- 不正の手段により「番号」が取り扱われた場合等は失効させることが可能

### 番号生成機関

- 住民基本台帳法に規定する指定情報処理機関（LASDEC）を基礎とした地方共同法人
- 番号生成機関は、住民票コードと一対一で対応する「番号」を指定し、市町村長に通知

## 法人等に付する番号

### 付番

- 法務省が有する会社法人等番号を基礎として付番
- 所管は国税庁
- 法人番号の付番対象
  - 国の機関及び地方公共団体
  - 登記所の登記簿に記載された法人等
  - 法令等の規定に基づき設置されている登記のない法人
  - 国税・地方税の申告・納税義務、源泉徴収義務、特別徴収義務、法定調書の提出義務を有する、又は法定調書の提出対象となる取引を行う法人

### 変更・通知、検索及び閲覧

- 「法人番号」は変更不可
- 国税庁長官は、付番した「法人番号」を当該法人等に書面により通知
- 「法人番号」は官民を問わず様々な用途で利活用  
※法人等の基本3情報（商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、会社法人等番号）の検索・閲覧可能なサービスをホームページ等で提供

### 法人等付番機関

- 法人等付番機関は国税庁に必要な体制の整備を検討

# 「番号」(マイナンバー)を告知・利用する手続の範囲

※主なもの。法案策定までに更に精査

## 年金分野

- 国民年金及び厚生年金保険、確定企業年金及び確定拠出年金、共済年金、恩給等の被保険者に係る届出、給付の受給及び保険料の支払に関する手続

## 医療分野

- 健康保険（国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に関する短期給付を含む）及び国民健康保険法等の被保険者に係る届出、保険料の支払に関する手続
- 母子保健法、児童福祉法等による医療の給付の申請、障害者自立支援法による自立支援給付の申請に関する手続

## 介護保険分野

- 介護保険の被保険者資格に係る届出、保険給付の受給、保険料に関する手続

## 福祉分野

- 児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害給付金等の支給申請に関する手続
- 生活保護の申請や各種届出に関する手続
- 母子寡婦福祉資金貸付、生活福祉資金貸付の申請に関する手続

## 労働保険分野

- 雇用保険の被保険者資格に関する届出、失業等給付の受給、公共職業安定所への求職申込、労災保険給付の支給に関する手続

## 税務分野

- 国税に関する法令の規定により税務署長に提出する書類への記載及びこれに係る利用
- 地方税に関する法令又はこれらに基づく条例の規定により地方公共団体に提出する書類等への記載及びこれに係る利用

## その他

- 社会保障及び地方税の分野の手続のうち条例に定めるもの
- 災害等の異常事態発生時の金融機関による預金等の払戻しに係る利用

# 番号制度で具体的に何ができるのか

## よりきめ細やかな社会保障給付の実現

- 医療・介護・保育・障害に関する自己負担の合計額に上限を設定する「総合合算制度（仮称）」の導入
- 高額医療・高額介護合算制度の改善（自己負担の上限に達した場合、立て替え払いすることなく以後の医療・介護サービスを受給可能）
- 給付過誤や給付漏れ、二重給付等の防止
  - ・健康保険法に基づく給付金支給に当たっての他制度の給付状況の確認
  - ・生活保護法に基づく各種扶助支給に当たっての他制度給付状況の確認 など

## 所得把握の精度の向上等の実現

- 国税・地方税の賦課・徴収に関する事務に番号を活用することにより、効率的な名寄せ・突合が可能となり、より正確な所得把握に資する

## 災害時の活用に関するもの

- 災害時要援護者リストの作成及び更新
- 災害時の本人確認
- 医療情報の活用
- 生活再建への効果的な支援

## 自己の情報の入手や必要なお知らせ等の情報の提供に関するもの

- 自宅のパソコン等から、自分の情報や利用するサービスに関する以下のような情報を閲覧可能
  - ・各種社会保険料（年金・医療保険、介護保険など）
  - ・サービスを受けた際に支払った費用（医療保険・介護保険等の費用、保育料等）
  - ・福祉サービスを受給している者に対する制度改正等のお知らせ
  - ・確定申告等を行う際に参考となる情報

## 事務・手続の簡素化、負担軽減に関するもの

- 添付書類の削減（納税証明書、住民票など）
- 医療機関における保険資格の確認
- 法定調書の提出にかかる事業者負担の軽減

## 医療・介護等のサービスの質の向上等に資するもの

- 転居した場合であっても、継続的に健診情報・予防接種履歴が確認できる
- 乳幼児健診履歴等の継続的把握により、児童虐待等の早期発見が可能になる
- 難病等の医学研究等において、継続的で正しいデータの蓄積が可能となる
- 地域がん登録等における患者の予後の追跡が容易になる
- 介護保険の被保険者が市町村を異動した場合、異動元での認定状況、介護情報の閲覧が可能となる
- 各種行政手続における診断書の添付が不要
- 年金手帳、医療保険証、介護保険証等の機能の一元化



# 情報連携

## 情報連携の範囲等

➤ 情報保有機関が

- ①情報連携基盤を用いて情報連携できる事務の種類、
- ②情報連携で提供される個人情報の種類
- ③情報の提供元・提供先等

を番号法又は番号法の政省令に規定

- ただし、著しく異常かつ激甚な非常災害への対応等、特別の理由がある場合に、第三者機関の許可により、例外的な情報連携が可能
- 医療・介護分野での情報連携については、法制上の特段の措置と併せて、負担や費用の面で効率的なシステムとなるよう、特段の技術設計を行う方向で検討

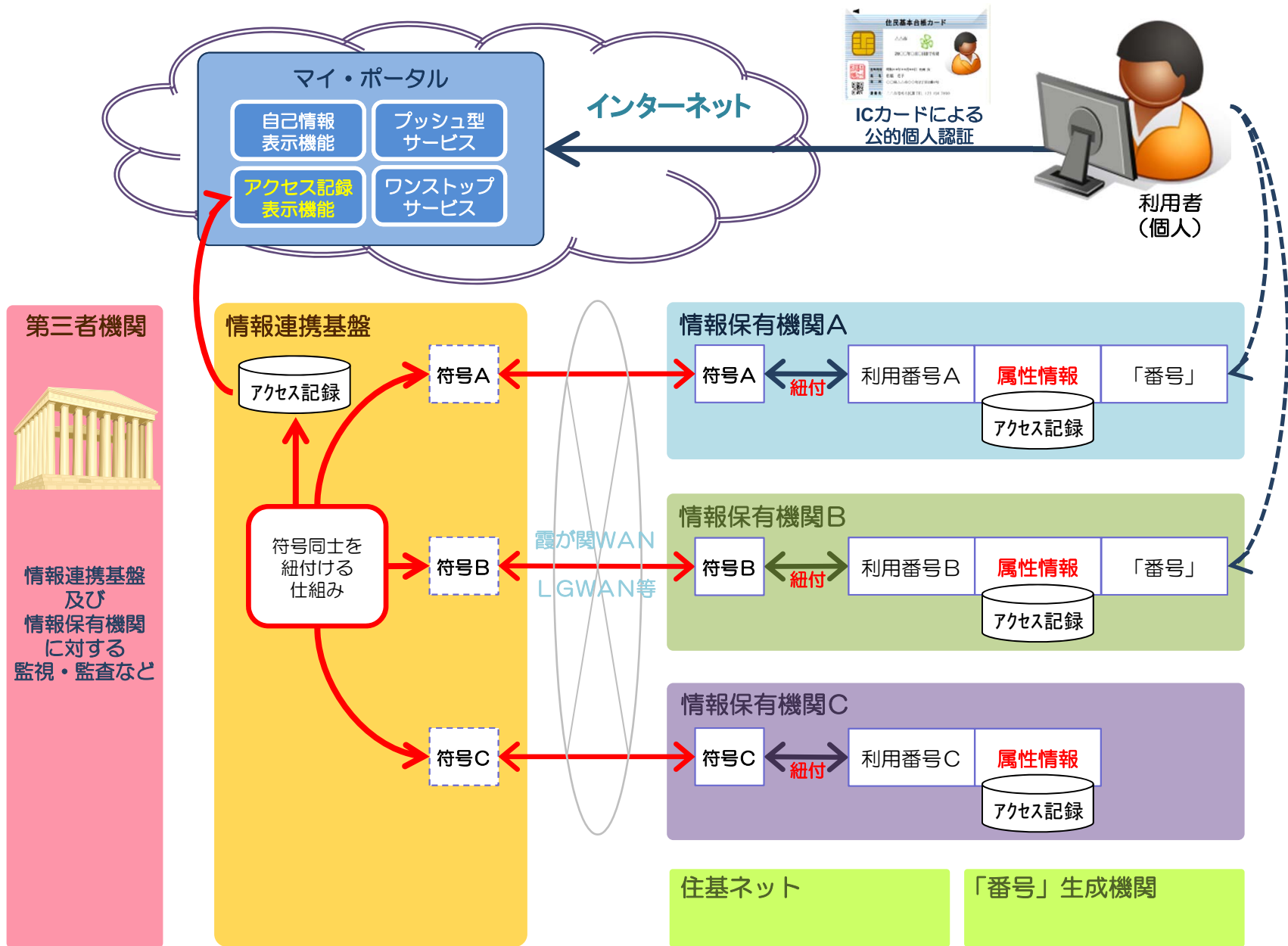
## 情報連携基盤の運営機関

- 情報連携基盤の運営機関の具体的な組織の在り方については、引き続き検討

## アクセス記録の確認

- 情報連携基盤及び情報保有機関は、「番号」に係る個人情報のやり取りに関するアクセス記録を一定期間保存し、**マイ・ポータル**で確認

# 番号制度における符号連携のイメージ



# マイ・ポータル

自分の「番号」に関する個人情報をインターネット上で確認できる「マイ・ポータル」を設置する予定。



## マイ・ポータル

アクセス記録表示

自己情報表示

ワンストップサービス

プッシュ型サービス

自分の個人情報にいつ、誰が、なぜアクセスしたのかを確認する機能

行政機関などが持っている自分の個人情報について確認する機能

行政機関などへの手続を一度で済ませる機能

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能

## 本人確認

番号制度における本人確認の仕組みとして、市町村長は住民の申請に基づき住民基本台帳カードを改良した **ICカードを交付**。



ICカードの券面及びチップに記載される情報は本人の「番号」（マイナンバー）、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「顔写真」など。

- ① マイ・ポータルにログインするため、認証用途を追加
- ② 公的個人認証サービスを民間事業者等に開放
- ③ 「番号」告知の際、「番号」の真正性を確保するため、  
ICカードの券面に「番号」を記載し、ICチップに「番号」を記録。

# 番号制度における安心・安全の確保

## 安心できる番号制度の構築

### 「番号」の保護等の必要性

- 成りすまし犯罪や「番号」による本人の意図しない人物像の蓄積による不利益を防止する観点から、「番号」のみでの本人確認を禁止

### 個人情報の保護の必要性

- 情報の種類や情報の流通量が増加、情報の漏えい・濫用の危険性が増大
- 従来からの番号制度への以下の懸念を払拭する必要性
  - ・ 国家管理の懸念
  - ・ 意図しない個人情報の名寄せ・突合の懸念
  - ・ 財産その他の被害への懸念

### 最高裁判例への対応の必要性

- 住民基本台帳ネットワークシステム最高裁合憲判決（最判平成20年3月6日）を踏まえた制度設計

### 制度上の保護措置

- 「番号」の利用範囲、情報連携の範囲、禁止行為等、法令上の規制等措置
- 「番号」に係る個人情報へのアクセス記録を自ら「マイ・ポータル」で確認
- 第三者機関による監視・監督、システム上情報が保護される仕組みとなっているか事前に評価する情報保護評価(PIA)を実施
- 罰則強化等

### システム上の安全措置

- 個人情報の分散管理
- 「番号」を直接用いず、符号を用いた情報連携
- アクセス制御によりアクセスできる人を制限・管理
- 個人情報及び通信の暗号化を実施
- 公的個人認証の活用等

# 第三者機関と罰則

## 第三者機関

### 設置等

- 内閣総理大臣の下に、番号制度における個人情報の保護等を目的とする委員会を設置
- 委員会の主な業務・権限
  - 監督対象機関による「番号」に係る個人情報の取扱いの監督（資料の提出・説明の要求、立入検査、助言、指導、勧告、命令）
  - 「番号」に係る個人情報の取扱いに関する苦情の処理
  - 情報連携基盤及びその他の機関と接続する部分の監査
  - 情報保護評価の実施に関する助言、報告書の承認
  - 所掌事務に係る国際協力
  - 「番号」に係る個人情報の保護方策並びに番号法に関する普及啓発及び相談の受付
- 激甚災害への対応等特別の理由がある場合の情報連携基盤を通じた情報連携の許可
- 内閣総理大臣に対する意見具申
- 委員長及び委員は独立して職権を行使
- 委員長及び委員は、内閣総理大臣が、両議院の同意を得て任命

等

## 罰則

- ❑ 以下の行為又は者を処罰する罰則を創設
- ❑ 具体的な内容や法定刑、他の罰則の必要性等は制度全体の在り方を踏まえ、検討を進める。

### 行政機関の職員等を主体とするもの

(例)

- 行政機関等の職員等が正当な理由なく「番号」の記録されているデータベースを提供した行為
- 行政機関、地方公共団体又は関係機関の職員が、専ら職務の用以外の用に供する目的で「番号」が記録されている文書、図画又は電磁的記録を収集した行為
- 守秘義務違反

### 行政機関の職員等以外も主体となり得るもの

(例)

- 「番号」を取り扱う事業者等が正当な理由なく「番号」の記録されているデータベースを提供した行為
- 詐欺等行為又は管理侵害行為（不正アクセスその他の保有者の管理を害する行為）により「番号」を取得した者
- 法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者が保有する「番号」に係る個人情報の記録されているデータベース等に虚偽の記録をした者
- 第三者機関への報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒むなどし、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

# 番号制度の可能性、限界、留意点

## 番号制度の可能性と限界・留意点

### 可能性

- 制度及び運営をより公平・公正で効率的なものに改善できる可能性
  - ※業務の在り方の見直しに取り組むことが必要
  - ※システムの最適化の観点からの検討も必要
- 各分野に共通する社会基盤として、制度改革の選択肢を広げ、これまで構想できなかった構想も実施できる可能性

### 限界

- 全ての取引や所得を把握し不正申告や不正受給を完全に無くすことは困難
- 事業所得や海外資産・取引情報の把握には限界

### 留意点

- 番号制度のバックアップ体制、バックアップシステムの整備を含め、不具合等発生時の対応
- 番号制度の導入について、原則として本人同意は前提としない仕組み（全員参加）

## 番号制度の将来的な活用

- 将来的に社会保障・税以外の行政分野や、本人が自発的に同意した場合に限定して民間のサービス等に活用する場面においても情報連携が可能となるようセキュリティに配慮しつつシステムを設計

## 今後の進め方

- 国民の納得と理解を得るための行動
  - ・全国47都道府県でシンポジウムを実施
- 地方公共団体等との連携
- 番号制度の導入に係る費用と便益

## 今後のスケジュール

番号制度の導入時期は、制度設計や法案の成立時期により変わり得るものであるが、以下を目途とする。

2011年秋以降、可能な限り早期に、番号法案及び関係法案を国会に提出。

法案成立後、可能な限り早期に、第三者機関を設置。

2014年6月、個人に「番号」、法人等に「法人番号」を交付。

2015年1月以降、社会保障・税分野及び防災分野のうち、可能な範囲から「番号」を利用。

2018年を目途にそれまでの番号法の執行状況等を踏まえ、利用範囲の拡大を含めた番号法の見直しを行うことを引き続き検討。



# 地方公共団体で「番号」を取り扱う業務

## 対住民

### ① 番号制度そのものを動かす根幹となる業務【住民担当課関連業務（市区町村）】



### ② 社会保障・税のそれぞれの「番号」の利用場面において行われる業務【社会保障担当課・税務担当課関連業務（都道府県・市区町村）】

(例えば…)

- ・ 高額医療・高額介護合算制度の改善
- ・ 保険証機能の一元化
- ・ 給付可能サービスの行政側からの通知
- ・ 所得の過少申告や扶養控除のチェックの効率化
- ・ 申請等の際の添付書類（納税証明書等）の削減



## 対職員

(都道府県・市区町村)

### ○ 使用者等として「番号」を取り扱う業務 (例えば…)

- ① 給与等の支払者として支払調書や源泉徴収票への「番号」の付記
- ② 地方職員共済組合等に係る「組合員資格取得・喪失届」や「被扶養者認定申告書」等への「番号」の付記
- ③ 職員が子ども手当を申請する際に「番号」を聴取

# 「番号」導入で期待される業務面での改善効果

## (現状)

- ① **確認作業等に係る業務に多大のコスト**（職員の手間、時間、費用）
  - ・ 住民に提供されるサービスの受給判定のために、他自治体、関係機関から收受した情報を確認する  
手間・作業の負担が大きい
  - ・ 外部から提供されたデータと自治体内で保管するデータとを結びつける作業時に、転記・照合・電算  
入力ミスが発生する可能性
  - ・ 手作業による事務、書類審査が多く、手間と時間、費用がかかる
- ② 業務間の連携が希薄で、**重複して作業**を行うなど、無駄な経費が多い
- ③ 本人確認や資格などの審査が縦割りで行われており、面倒で時間がかかる手続を強いられている

## (「番号」導入後)

- ① **確認作業等に係る業務の簡素化**が図られる
  - ・ 高額医療・介護の自己負担額の合算
  - ・ 課税資料の名寄せ・突合作業の効率化
  - ・ 各種支給事務に伴う関係機関等への照会事務・調査事務の軽減
  - ・ 審査事務の効率化
- ② **無駄な経費の削減**が図られる
  - ・ 業務間の情報連携、情報共有により重複作業が削減可能
- ③ **給付の適正化**が図られる
  - ・ 重複支給の解消
  - ・ 不正な養子縁組の解消、不正な生活保護受給の防止

## <法人番号の導入>

- 法人情報のデータ連係により、業務・システム連携や地方公共団体間の連携の円滑化、法人情報の迅速かつ的確な把握、法人情報の登録作業の軽減、二重登録や登録ミスの防止、社名・所在地の変更手続の遅れ等による不一致の減少

# 業務面での効果に必要な対策・対策例

## ① システム改修対応

- 地方公共団体が保有する既存の業務システムについて、平成24年度から番号制度導入に対応したシステム改修が必要

## ② 業務改革の実施

- 番号制度導入にあわせて既存の業務のやり方を同時に見直すことで、効果の発現は増大
  - ・書類（紙）を前提とした取扱いの見直し
  - ・地方公共団体が独自の判断で求めていた添付書類の省略化（条例・規則・要綱等の改正）
  - ・行政手続の簡便化を図り、対住民サービスを向上させる必要（将来的には申請主義からの脱却）

## ③ 体制の整備

- 番号制度導入にあわせて体制面での見直しも必要ではないか
  - ・番号制度導入により、従来社会保障・税の各セクションで行っていた確認作業等の業務が簡素化される。対住民サービスにおいて役所業務を各課で行う必要性が小さくなり、複数の関連する窓口を一本化できる可能性

## ④ 個人情報保護条例の見直し

- 法令に基づく適正なデータマッチングであるにもかかわらず、それを困難にするおそれのある規定（例：オンライン結合の禁止又は制限）の見直し

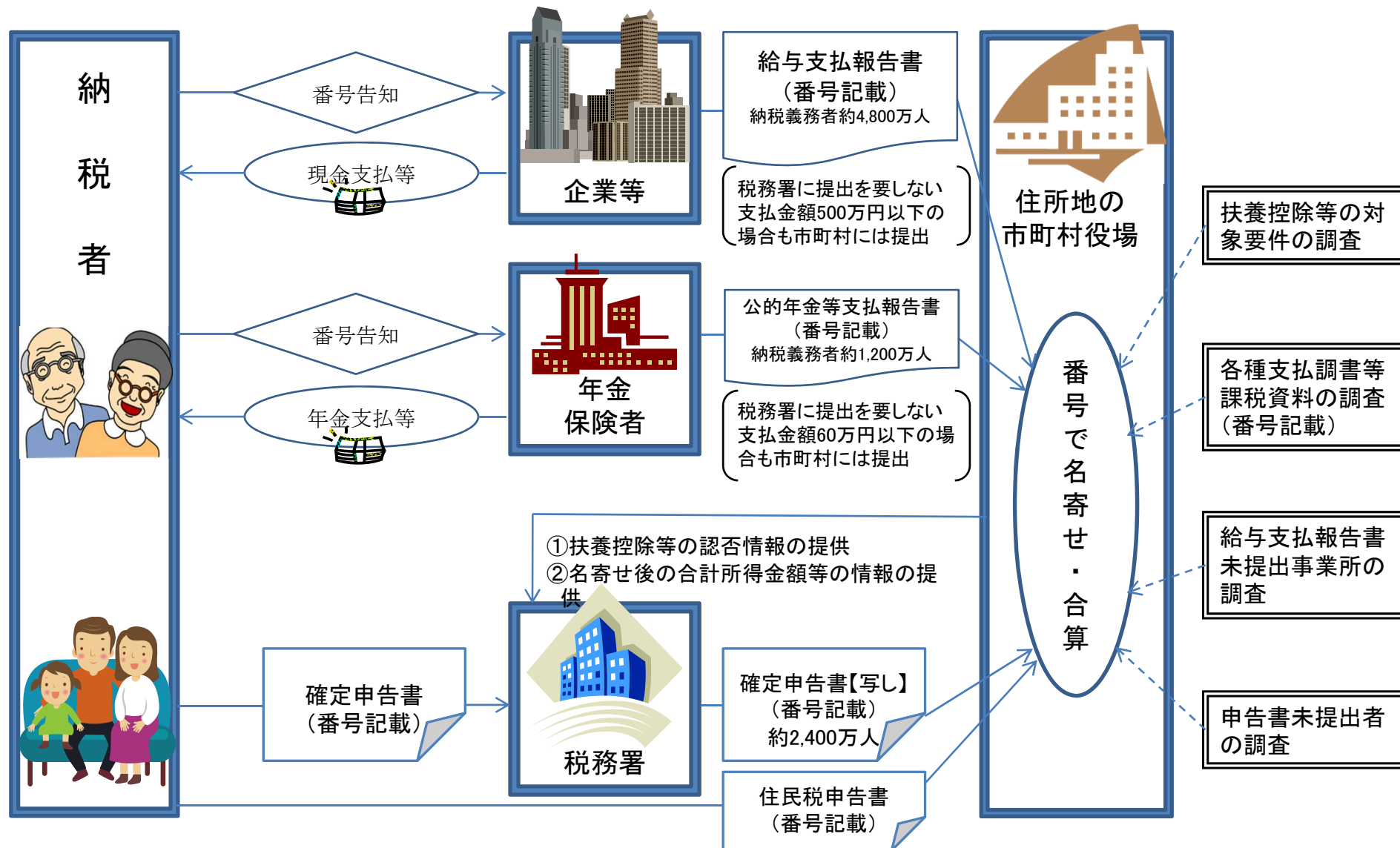
## ⑤ 情報セキュリティの在り方の見直し（セキュリティポリシーの見直し）

- 情報セキュリティ対策の強化等（監視機能の体制整備、アクセスログの管理、L G W A N と市内基幹系ネットワークの適切な接続、設備・回線の強化（市区町村におけるL G W A N 回線の強化）、手作業からシステム連動へ、権限ある者以外の利用の制限等）

<地方税分野における番号制度について>

# 「番号制度」を個人住民税で利用する場合のイメージ

地方税分野では、確定申告書や住民税申告書の情報、給与支払報告書等の資料情報や、市町村の有する住民情報等を、番号をキーとして名寄せ・突合でき、納税者の所得情報をよりの確かつ効率的に把握することが可能となる。

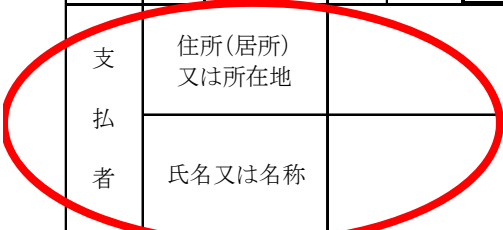


※ 他の税目についても、番号制度導入により、納税義務者の現状把握が効率的に行えるようになることが期待。

# 給与支払報告書の様式

第十七号様式別表  
(用紙日本工業規格 A 6)  
(第十条関係)

※												※種 別				※ 整 理 番 号				※			
支 払 を 受 け る 者	※区分												(受給者番号)										
	住 所											氏 名											
												(フリガナ)											
										(役職名)													
種 別				支 払 金 額				給 与 所 得 控 除 後 の 金 額				所 得 控 除 の 額 の 合 計 額				源 泉 徴 収 税 額							
				①内 千 円 ①				千 円				千 円				内 千 円							
控除対象配偶者の有無等			配 偶 者 特 別 控 除 の 額		控 除 対 象 扶 養 親 族 の 数 (配偶者を除く。)				障 害 者 の 数 (本人を除く。)		社 会 保 険 料 等 の 金 額		生 命 保 険 料 の 控 除 額		地 震 保 険 料 の 控 除 額		住 宅 借 入 金 等 特 別 控 除 の 額						
①有 ①無 ①従有 ①従無 ①老人			千 円		特 定 老 人 そ の 他		特 別 そ の 他		千 円		千 円		千 円		千 円								
(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額 円 国民年金保険料等の金額 円												配 偶 者 の 合 計 所 得		千 円									
居住開始年月日												個 人 年 金 保 険 料 の 金 額		千 円									
												旧長期損害保険料の金額		千 円									
夫 妻 見 充 実	①未 成 年 者	外 国 人	死 亡 退 職	災 害 者	乙 欄	本 人 が 障 害 者	寡 婦	①寡 夫	勤 労 学 生	中 途 就 ・ 退 職				受 給 者 生 年 月 日									
人	①特 別	①そ の 他	①一 般	①特 別		①特 別	①そ の 他	①一 般		就 職	退 職	年	月	日	明	大	昭	平	年	月	日		
支 払 者	住所(居所) 又は所在地										氏名又は名称												
											(電話)												










## 情報連携が想定される場面

- 多くの制度において個人住民税の課税総所得金額、税額(非課税か否かも含む)等を基準として補助等が行われており、手続において、所得証明書等の添付が求められている。

 情報連携基盤を通じて情報提供することにより、所得証明書等の添付書類の削減ができる。

幼稚園就園奨励費補助	養護老人ホームへの入所措置等(入所措置要件等)
自動車事故被害者等への生活資金の貸付け	軽費老人ホーム(A型・経過措置のみ)の利用(自己負担)
自動車事故被害者等への生活及び学資金の給付等	肝炎インターフェロン医療費助成(自己負担)
国民健康保険制度(保険料等)	ハンセン病療養所非入所者給与金
後期高齢者医療制度(自己負担)	児童入所施設等の徴収金
障害者自立支援制度(障害福祉サービス費等・自己負担)	助産施設における助産の実施(自己負担)
障害者自立支援制度(補装具・自己負担)	小児慢性特定疾患児への日常生活用具給付(自己負担)
障害者自立支援医療制度(自己負担)	未熟児への養育医療の給付(自己負担)
障害福祉サービス等の措置入所・利用(自己負担)	結核児童への療育の給付(自己負担)

個人住民税の課税総所得金額、税額(非課税か否かも含む)等

※ 各府省への照会等に基づき総務省でとりまとめ。

# 社会保障・税番号大綱（平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定）（抄）

## 第2 基本的な考え方

### 2. 番号制度で何ができるのか

#### （2）所得把握の精度の向上等の実現に関するもの

法令又は条例に基づき税務当局が行う国税・地方税の賦課・徴収に関する事務（申告書の処理、調査等）に「番号」及び法人等に付番する番号（第3 X IIIに規定するもの。以下「法人番号」という。）を活用する。このことにより、例えば、税務当局が取得する各種所得情報や扶養情報について、「番号」又は「法人番号」を用いて効率的に名寄せ・突合することが可能となり、より正確な所得把握に資する。

このような対応が可能となるよう、税務当局に提出される既存の申告書・法定調書等については、その提出者（申告を行う者、法定調書の提出義務者等）に対し、提出者本人及び記載項目とされている第三者（扶養控除の対象者、給与等の支払を受ける者等）に係る「番号」又は「法人番号」の記載を求めることとする。なお、今後「番号」又は「法人番号」の記載の具体的な開始時期、正しい「番号」の告知や本人確認の担保方法等について検討を進める。また、番号制度の導入趣旨を踏まえ、諸外国の事例も参考として、法定調書の拡充についても検討を進める。

# 社会保障・税番号大綱（平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定）（抄）

## （5）事務・手続の簡素化、負担軽減に関するもの

国・地方公共団体等間で、申請等に必要な情報を適時にやり取りすることで、事務・手続の簡素化が図られ、国民及び国・地方公共団体等の負担が軽減され、利便が高まる。

### ① 添付書類の削減等

国民が申請・申告等をする場合に必要な行政機関が発行する書類の添付を省略すること等で、国民の利便が高まるとともに、各機関の事務コストも削減できる。具体的には、現時点の制度（時限立法措置によるものも含む。）を前提として、以下のようなものが想定される。

#### 【所得情報等に関する証明書（所得証明書、納税証明書等）の添付が省略される手続の例】

番号制度の導入に併せて、税法上の守秘義務が課せられている所得情報等の提供を可能とする立法措置が講じられていることを前提に、以下の手続における所得情報等に関する証明書の添付を省略することが想定される。

- ・国民年金法（昭和34年法律第141号）等による加給年金、振替加算及び障害基礎年金の申請に関する手続（略）

#### 【住民票の添付が省略される手続の例】

番号制度を契機に、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を活用することにより、以下の手続における住民票の添付を省略することも想定される。

##### ○ 税務分野

- ・住宅借入金等（特定増改築等住宅借入金等を含む。）を有する場合の特別控除に係る所得税の確定申告手続（略）

## 社会保障・税番号大綱（平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定）（抄）

### ③ 法定調書の提出に係る事業者負担の軽減

現在、国と地方にそれぞれ記載事項が共通であるものを提出する義務のある一定額以上の給与、年金の支払調書について、オンラインでの電子的な提出状況を踏まえ、電子的な提出先を一か所とするなど事業者負担の軽減が実現できるとともに、各機関の事務コストも削減できる。

# 社会保障・税番号大綱（平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定）（抄）

## 第3 法整備

### Ⅲ 「番号」を告知、利用する手続の範囲

国民が「番号」を告知、利用する手続については、当面、以下の各分野に掲げる範囲を念頭に置きつつ、さらに法案策定までに精査する。

#### 6. 税務分野

##### （2）地方税

- ・ 地方税に関する法令又はこれらに基づく条例の規定により地方公共団体に提出する書類への記載及びこれに係る利用その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用

具体的には、本人及び税務代理人等が地方公共団体の長に提出する申告書や法定調書等の書類に「番号」を記載することや、このために必要な事務に「番号」を用いることがこれに該当する。

- ・ 地方税に関する法令又はこれらに基づく条例の規定に基づき、地方公共団体の職員等が適正かつ公平な地方税の賦課及び徴収のために行う事務に係る利用その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用

具体的には、地方公共団体の職員等による申告書等の処理、調査等に係る事務に「番号」を用いることがこれに該当する。

#### 7. その他

- ・ 社会保障及び地方税の分野における手続のうち、地方公共団体の条例に定めるものに係る利用

具体的には、地方公共団体が独自に条例に定めて行っている社会保障給付に係る手続や地方税に係る手続に関し、住民に「番号」の告知又は提出を求めることができるようにする。

（略）

# 社会保障・税番号大綱（平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定）（抄）

## Ⅷ 情報連携

### 1. 「番号」に係る個人情報の提供等

- (1) 情報保有機関は、番号法又は番号法の授権に基づく政省令で、①情報連携基盤を用いることができる事務の種類、②提供する情報の種類、③当該情報の提供元・提供先等を規定した上で、情報連携基盤を通じて当該情報を提供することができることとする。
- (2) 情報保有機関は、情報連携基盤を通じて、他の情報保有機関の保有する情報の提供を求めることができるとし、自己の保有する情報の提供を求められた情報保有機関は、当該情報を情報連携基盤を通じて提供するものとする(※)。
- (3) 上記(1)(2)の際、「番号」は「民－民－官」で広く利用される「見える番号」であることから、個人情報保護の観点から、これを直接、個人を特定する共通の識別子として用いてはならないこととする。  
(略)

※ 事業者からの法定調書の提出や制度上情報の共有が想定されている確定申告書等の国から地方団体への送付など、法令に基づき書面又は電子的手法を通じて情報収集がなされているものについては、情報連携に該当しない。

### 2. 情報連携の範囲

第2の2. に示した新たな制度、利便性やサービスの質の向上、行政事務の効率化等を実現するために、情報連携基盤を用いることができる事務の種類、提供される個人情報の種類及び提供元・提供先等を法案策定までに明らかにする。

なお、医療・介護等の分野での情報連携については、特に情報保有機関が相当数 に上り非常に多くの情報がやり取りされることや、民間の医療機関等も含まれることから、法制上の特段の措置 と併せて、負荷や費用の面で効率的なシステムとなるよう、特段の技術設計を行う方向で検討する。

# 社会保障・税番号大綱（平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定）（抄）

## XⅢ 法人等に付番する番号

### 1. 付番

次に掲げる法人等に対し、「法人番号」を付番する。その際、登記のある法人等については、法務省が有する12桁の整数からなる会社法人等番号の法令上の根拠を明確化した上で、これを基礎として付番することとし、法務省及び国税庁において、そのための所要の措置を講じることとする。また、会社法人等番号を有しない登記のない法人等に対しては、国税庁において、登記のある法人等に係る会社法人等番号と重ならない番号を付番することとする。「法人番号」の付番の所管は、国税庁とする。

- (1) 国の機関及び地方公共団体
- (2) 登記所の登記簿に記録された法人等
- (3) 法令等の規定に基づき設置されている登記のない法人
- (4) (1) から (3) に掲げる法人等以外の法人（国税に関する法令の規定により法人とみなされる者を含む。）で、国税・地方税の申告・納税義務、源泉徴収義務若しくは特別徴収義務若しくは法定調書の提出義務を有し、又は法定調書の提出対象となる取引を行うもの

なお、法人等の支店や事業所に関しては、必ずしも会社法人等番号を有していないこと等から「法人番号」の付番は行わない。他方、国税の源泉徴収義務と地方税の特別徴収義務の両方を有する法人等の支店や事業所が相当数あることから、国税の源泉徴収義務者について国税当局内部で活用している番号を地方税当局と共有し、地方税当局及び徴収義務者の事務処理の効率化を図ることとする。